令和２年度　第１回多治見市バリアフリー推進協議会議議事要旨

日　時：令和2年 7月17日（金）15：00～17：00

場　所：多治見市役所駅北庁舎　４階2.3会議室

■出席者

委 員:

（敬称略）

■欠席

■事務局：

磯部（会長）、安藤（副会長）、岩田、高橋、浅野、西田、肥田（途中出席・途中退出）、北村、渡邉、小島、福名、逸見、林戸、廣崎、大橋、木村

春田委員

都市政策課：細野部長、水野課長、宮本リーダー、加藤、岡田、岩下

福祉課：島津リーダー、長尾

■会議次第

１．都市計画部長挨拶

　２．委員紹介

　３．会長選任

　４．バリアフリー法の概要　　　　　　　　　　　　　　　　　…資料１

　５．現基本構想の概要と事業の進捗状況　　　　　　　　　　　…資料２・３

　６．議　題：多治見市バリアフリー基本構想の改定について

　・基本構想構成について　　　　　　　　　　　　　　　　…資料４

　　　・第４章　高齢者、障がい者等の意向把握　　　　　　　　…資料５

　　　・第５章　バリアフリー化の基本目標及び基本方針　　　　…資料６

　　　・第６章　重点整備地区の設定　　　　　　　　　　　　　…資料７

　７．重点整備地区内の現地確認について、場所・日程の調整

８．自由討論

　９．今後のスケジュール

■議事要旨（◎会長、〇委員、●事務局）

１．都市計画部長挨拶

２．委員紹介

３．会長選任

　●事務局

立候補・推薦等がなかったため、事務局一任により、磯部委員を会長、安藤委員を副会長と決定。

◎会長

　　あいさつ

４．バリアフリー法の概要…資料１

●事務局　バリアフリー法について簡単に説明

５．現基本構想の概要と事業の進捗状況…資料２・３

　●事務局

新任委員が多いことから、バリアフリー法・現基本構想の概要と事業の進捗状況について簡潔に説明。本基本構想は法第25条に基づき作成されるものであることを説明。

現基本構想の内容として、ＪＲ多治見駅周辺を重点整備地区とし、また、その地区内及び近隣にあり、高齢者・障がい者等が利用する、官公庁、駅、福祉施設、病院、文化施設、商業施設を生活関連施設に指定していることを説明。

また、計画の進捗状況について説明（令和2年2月の会議と同じ資料にて説明）。事業が未完成となるものや、未着手となるものは新基本構想に盛り込む予定とする。

◎会長

　　　少し前は交通バリアフリー法とハートビル法であった。ハートビル法は建物、交通バリアフリー法は交通部分や駅・道路部分のバリアフリーを担う法律であった。それが平成12年合体してバリアフリー法（改正は平成18年）となった。なぜ多治見駅周辺となるかというと、市内すべてをバリアフリー化するのは難しい、また、バリアフリー化された場所が市内に点々と存在しても利用しづらい、よって、多治見駅を重点整備地区として一体的整備（連続した整備）を進めようというもの。

〇委員

　　　現在の基本構想の長期の計画（平成33年以降（令和3年）以降とされているもの）については今後手を付けるのかつけないのか。

●事務局

　　　長期の計画となっている事業については、今後の計画に盛り込み、建て替え等を行う際にバリアフリー化を進めていく予定。

　〇委員

　　　車道から敷地への車両進入路に関して、敷地が高いと歩道部分がすりつけ部となり、歩道が波打つこととなる。国や県、市に関しては独自のすりつけ角度の基準はあるのか。

●多治見市は道路を造る際には道路構造令や市の条例、福祉環境整備指針等に基づいて造っている。全てにおいて基準通りに道路改良ができるわけではないが、基準を満たせるよう努力している。

◎会長

　　国と地方のルールは全く一緒ではないが、現状の形状で不可能なこともあるので、可能な範囲でバリアフリー化を図っているのが実態であると思う。

〇委員

　　　重点整備地区内には例えば精華交流センターや、地域包括支援センターなどの公共施設がある。これらの施設に行く道路がバリアフリー化されていなければ行くことができない。これらの施設を生活関連施設に指定し、そこまでの道路も整備することは可能か。

●事務局

　　　生活関連施設の指定に関しては、この会議で後ほど提案させていただくが、ほかに指定すべき施設があれば委員からも提案していただきたい。

〇委員

　　　本庁舎の多機能トイレについては長期の計画となっているが、駅北庁舎ができたから後回しでもいいという事ではないと思う。令和8年に本庁舎が移転になるようだが、その間であっても本庁舎には設置すべきであると思う。

●事務局

　　　本庁舎に多機能トイレを設置するという要望は昔からいただいている。以前検討をしたが、スペースの問題や費用の問題から実現できていない。

〇委員

　　　先ほどの説明で、施設は作って終わりではないという発言があったが、その後の管理はどのようにしているのか。多機能トイレを使用した人がどのような感想を持ったかというような情報は把握しているのか。たとえば私が使用し、改善の要望がある場合は、どこに　どのような形で伝えればよいのか。また、その要望が聞いてもらえる可能性はあるのか。

●事務局

　　　意見をいう方法としては、市長への提言などがある。またバリアフリーについてこの場で出た意見については、各担当部署へ伝えている。また、計画に載せる必要があるようなものについては、追加で（改定の都度）載せることとしている。

６．議　題：多治見市バリアフリー基本構想の改定について

●事務局

改定する基本構想の構成について（資料４）次のように提案。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 資料№ |
| 第１章　バリアフリー法及び基本構想について　１．多治見市バリアフリー基本構想改定の背景　２．本基本構想策定の目的　３．バリアフリー法の概要第２章　多治見市の現況及び福祉のまちづくりの取り組み１．多治見市の現況　２．福祉のまちづくり　３．多治見市バリアフリー基本構想による整備の進捗状況第３章　上位関連計画の把握　１．基本構想の位置づけ２．上位関連計画の整理第４章　高齢者、障がい者等の意向把握　１．ヒアリング調査　２．重点整備地区の現地確認第５章　バリアフリー化の基本目標及び基本方針第６章　重点整備地区の設定　１．重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路について　２．重点整備地区の設定の考え方　３．重点整備地区における要件整理第７章　重点整備地区における整備計画　１．重点整備地区における整備計画について　２．整備等の基本的な考え方３．整備方針及び整備目標第８章　総合的なバリアフリー化の推進１．総合的なバリアフリー化のさらなる推進　２．今後の方策 | 第１章　バリアフリー新法及び基本構想について第２章　多治見市の現況及び福祉のまちづくりの取り組み　１．市の現況　２．福祉のまちづくり　３．多治見市交通バリアフリー基本構想による整備の進捗状況第３章　上位関連計画の把握　１．基本構想の位置づけ　２．上位関連計画の整理第４章　高齢者、障がい者等の意向把握　１．市民アンケート調査　２．ヒアリング調査第５章　バリアフリー化の基本目標と基本方針第６章　重点整備地区の設定　１．重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について　２．重点整備地区の設定の考え方　３．重点整備地区における要件整理第７章　重点整備地区における整備計画　１．重点整備地区における整備計画について　２．整備等の基本的な考え方　３．整備方針及び整備目標第８章　総合的なバリアフリー化の推進　１．バリアフリー化のさらなる推進　２．今後の推進方策 | ８９１０５６７１１１２ |

これは基本構想の構成案である。

現基本構想と大きく変えていない理由としては、バリアフリー法によって基本構想に明示すべき事項が決められている。よって、それを盛り込むと現構想と大きく変わるものではない。その中でも変わっているところは、第4章部分である。前回策定時は、市民アンケート調査をしたが、今回はそれに代えて重点整備地区の現地調査をしたい。

◎会長

　　　続けて資料5についても説明をお願いする。

●事務局　第４章　高齢者、障がい者等の意向把握（資料５）について説明

　　　先ほども説明したが、新基本構想を作成する際に、重点整備地区の現地確認を委員さんと事務局で行いたいと考えている。10月頃を予定しているが、場所としてよい案があれば提案していただきたい。

〇委員

　　　資料４の構成についてであるが、第８章の総合的なバリアフリー化の推進の部分について、現在寺社もバリアフリー化を進めている事例がある。多治見市内にも３件ほど車いすでも参拝できるお寺がある。重点整備地区内にこだわらず、広く民間施設をバリアフリー化することはできないか。

●事務局

　　　市内全域のバリアフリー化は第８章で記載している。そこに記載可能か検討する。

〇委員

　　　資料５について、現地を見るだけではなく、障がい者の疑似体験などをしてみてはどうか。また、車いす利用者がバスの利用しやすいかどうか、実際に乗ってみるとかというのはどうか。

〇委員

　　　この場でどこを現地確認するかは決めることは難しいかと思うので、事務局側で場所と日時を２．３あげて案内をもらえないか。

●事務局

　　そうさせていただく。

●事務局　バリアフリー化の基本目標及び基本方針（資料６）について説明

　　　改定する基本構想の計画期間は令和３年度から令和９年度の７年間としたい。７年間のうち当初の３年間を短期計画、その後の４年間を中期計画とする。

また、第８次総合計画が始まる令和６年度にあわせて基本構想の見直しを行う予定。

基本目標と基本方針を以下のように提案。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　 | 改定案 | 現行 |
| 基本目標 | だれもが安全・安心で快適に移動できる賑わいのあるまちづくり | だれもが安全・快適に移動できる賑わいあふれるまちづくり |
| 基本方針 | ①重点整備地区内のバリアフリー化の推進②多治見市全域のバリアフリー化の推　進③ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進④こころのバリアフリーの推進⑤市民・事業者・行政の連携 | ①だれもが集いやすく賑わいある地区のバリアフリー化の推進②多治見市全域のバリアフリー化③ユニバーサルデザインを取り入れたまちの推進④こころのバリアフリーの推進⑤市民・事業者・行政の連携 |

〇委員

　　　①と②は同じことを言っているように感じるが、違いは何か。もし、①について力を入れるのであればそのような表現をしたほうが良いのではないか。

　　また、多治見市が定義するこころのバリアフリーというものはあるのか。

●事務局

　　　①と②は同じ表現となってしまっているが、内容は大きく変わってくる。例えば①の重点整備地区内の横断歩道には音の出る装置を付ける必要がある。そのような違いが出てくるが、この①②の書きぶりでは見かけ上同じなので、表現の仕方を検討する。

　　　こころのバリアフリーに関しては基本構想の第８章１の（２）の③に記載しているものが多治見市の考えるバリアフリーである。

〇委員

　　　障がいは多様なものがあるので、計画を都度見直していくことは必要である。こころのバリアフリーについては、具体的表現が難しいので、どこかの場でこころのバリアフリーについて議論する場があれば、基本構想も多治見市の独自性が出せるのではないか。

●事務局

　　　こころのバリアフリーについては法も改正されたことにより、基本構想への記載については以前と比べ変化がある。また、今年度は協議会を４回開催する予定であるため、２回目以降で場を設けられれば設けたい。

◎会長

　　　こころのバリアフリーについて、障害者差別解消法ができたが、その中で合理的配慮という文言が出てきた、それとこころのバリアフリーは何が違うかはしっかり理解しなければいけない。あと、最近その合理的配慮が本来の意図とは違った使われ方をされている場面がある。本来ハード面で対応すべきであるのに、その代わりとしてソフト面で対応するといったことがある。それは合理的配慮ではない。できないから合理的配慮で対応するという使われ方は間違いである。

●事務局　重点整備地区の設定について資料７を基に説明

バリアフリー法で規定された基本構想では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等の利用する施設が集まった地区を「重点整備地区」として設定する必要がある。改定する基本構想での重点整備地区の位置・範囲は、現行計画と同様としたい。（現バリアフリー基本構想の位置図を示す）

理由は、バリアフリー基本構想作成のガイドラインに基づいて検討すると現状と同様の範囲となる。

また、生活関連施設及び生活関連経路については、次のとおりとしたい。

（１）JR多治見駅周辺地区の生活関連施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 施設名称 | 選定の理由 |
| 特定旅客施設 | JR多治見駅 | ・特定旅客施設（１日あたりの利用者3,000人以上、令和元年度27,221人）・本構想の中心となる駅のためバリアフリー法の移動等円滑化基準に適否に関わらず選定する |
| 特別特定建築物 | 官公庁施設 | 多治見市役所本庁舎(日ノ出町) | ・広域的な利用が想定される |
| 税務署 | ・広域的な利用が想定される |
| ハローワーク多治見 | ・広域的な利用が想定される |
| 多治見市役所駅北庁舎 | ・広域的な利用が想定される |
| 医療・福祉施設 | 市民病院 | ・高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される |
| 県立多治見病院 | ・高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される |
| 総合福祉センター | ・高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される |
| 教育文化施設 | バロー文化ホール | ・広域的な利用が想定される |
| ヤマカまなびパーク | ・広域的な利用が想定される |
| 産業文化センター | ・広域的な利用が想定される |
| 文化工房（陶都創造館内） | ・広域的な利用が想定される |
| 郵便局 | 多治見郵便局 | ・広域的な利用が想定される |
| 大規模商業施設 | 駅南市街地再開発事業商業棟（建設予定） | ・高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される |
| ヤマナカ多治見フランテ | ・高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される |
| バロー多治見店 | ・高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される |
| ピアゴ多治見店 | ・高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される |
| 都市公園　 | 太平公園 | 特定公園施設を有する公園 |
| 路外駐車場 | 駅北立体駐車場 | ・特定路外駐車場（有料・５００㎡以上）　 |

（２）JR多治見駅周辺地区の生活関連経路

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施設名称 | 備考 |
| 道路 | １ | 国道１９号（南側）（音羽小名田線～バロー文化ホール） |  |
| ２ | （主）多治見停車場線（本町２～栄町１） |  |
| ３ | 音羽小名田線（音羽町１～音羽町２） | 市道215000 |
| ４ | 音羽小名田線（東側）（音羽町１～国道１９号） | 市道215000 |
| ５ | 音羽小名田線（南側）（音羽町２～国道２４８号） | 市道215000 |
| ６ | 音羽小田線（北側駅前広場～音羽町１）（図面経路変更） | 市道212923 |
| ７ | 土岐川堤防道路（北側） | 市道211926 |
| ８ | （主）名古屋・多治見線（多治見橋周辺） |  |
| ９ | （主）多治見・恵那線（オリベストリート） |  |
| １０ | 市道413200線（南側）（国道２４８号～総合福祉センター） |  |
| １１ | 福祉道路（北側駅前広場～野中橋） | 市道413222、213201、211916 |
| １２ | 市道213024、011500（昭和橋～山下町） |  |
| １３ | 市道010500線（オリベストリート～山下町） |  |
| １４ | 市道212805・212800（駅前商店街） |  |
| １５ | 市道212800（ながせ商店街） |  |
| １６ | 市道010600（小路町商店街） |  |
| １７ | 市道011400・011403（市役所北側及び西側） |  |
| １８ | 国道248号（市民病院周辺） | JR多治見駅から市民病院前の経路 |
| １９ | 市道211900・211906（図面との経路が違う） |
| ２０ | 国道248号（音羽町４～多治見郵便局前） | 多治見郵便局までの経路 |
| 通路 | ２１ | 南北自由通路 |  |
| 駅前広場 | ２２ | 駅南駅前広場 |  |
| ２３ | 駅北駅前広場 |  |
| 道路 | ２４ | 市道110600（栄町２～陶都大橋） |  |

〇委員

　　　生活関連施設には他にも指定すべき施設（精華交流センターや精華包括支援センター）がないか検討してほしい。

◎会長

　　　委員がおっしゃった交流センターや包括支援センターは各地域にあるものであり、委員がお住いのところのみを指定するという事ではなく、市内にある交流センターや包括支援センターを横並びで指定するということでよろしいか。

〇委員

　　　そのとおりである。

●事務局

　　ガイドラインに照らし合わせて必要性を検討し、指定するに適当であれば提案させていただく。

〇委員

　　　県病院の建て替えが予定されているが、バリアフリー推進協議会としてバリアフリーを要望していくのか。

●事務局

　　　そのとおりである。

◎会長

　　　以上で議題の説明は終了したが、委員から基本方針の①と②を差別化することと、生活関連施設へ追加する施設がないか再検討をするよう要望がありましたが、それを修正・検討することを前提に本議題である「バリアフリー基本構想の改定について」を承認することとしてよろしいか。

〇委員

　　　異議なしの声

７．重点整備地区内の現地確認について、場所・日程の調整

●事務局

　　　先ほどもお話ししましたが、重点整備地区内の施設や経路を実際に確認し、基本構想に反映させたいので、先ほどご提案があったとおり、２・３か所候補を挙げて案内する。

８．自由討論

〇委員

　　　私は耳が聞こえないために、この会議の進行についていけない。難聴者にもわかりやすい会議の進行を望む。

◎会長

　　　事務局は会議の進行について工夫すること。

９．今後のスケジュール

●事務局

今後のスケジュールについて説明。

◎会長

　　　閉会のあいさつ